

松江市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成23年3月25日付け松江市監査委員告示第3号で公表した松江市財政援助団体等監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成23年6月7日

松江市監査委員 小松原 操
松江市監査委員 児玉 泰州
松江市監査委員 加藤 富章

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1. 社団法人松江市シルバー人材センター （介護保険課）</p> <p>(1) 会員が日常的に受託収入の集金を行うなど現金の取扱いが非常に多いことから、金銭の取扱いについては手元有高に基準を設け、日毎に帳票類と照合を行うとともに必要額以外をすみやかに銀行等に預入し、適正な管理に努められたい。また、事務処理は複数担当者で分担して行うなど内部牽制機能の強化に努められたい。</p> <p>(2) 会員の就業にあたっては安全の確保が最優先であり、法令等を遵守するとともに会員自らの安全意識の高揚を図り、作業前には安全打合せを実施し、就業中の熱中症や転倒災害などの事故防止の徹底に努められたい。</p> <p>(3) 昨今の経済情勢等により受託収入及び補助金収入が減少してきており、経営環境は厳しいものとなっている。また、会員に対する配分金の各月支払日が受託収入が収受されないうちに到来することもあり資金繰りに苦慮する実態がある。このような中であって、引き続き就業機会の開拓と配分金に対する事務費の比率見直しの検討を</p>	<p>1. 社団法人松江市シルバー人材センター</p> <p>(1) 現金の取扱いに関して、手元有高に基準を設け、適正な管理に務めるよう指示した。また、事務処理についても複数の事務員等で行い経理事務に関するチェック機能を強化するよう指示した。</p> <p>(2) 会員の安全確保のため、法令等を遵守し、事故防止の徹底に努めるよう指導した。</p> <p>(3) 経費削減を徹底するよう指導する一方で、法人の安定運営に配慮し、補助金の支払計画が以前は毎月払いであったものを年2回（5月に補助額の約7割と10月に残額）の前払いとした。</p>

<p>するとともに、経費削減に取り組まれない。さらに財政基盤の強化のために、中長期にわたる安定した資金の確保について検討されたい。なお、法人の安定運営にむけて行政としても方策の検討を望むものである。</p>	
<p>2. 財団法人島根県東部勤労者共済会 (商工課)</p> <p>(1) 平成22年度からの補助金廃止に伴う今後の経営自立化のためには、安定的な会費収入が欠かせない。そのためには現在の未加入者の実態把握と分析を行うことが必要である。さらなる新規会員拡大のために、魅力ある事業の展開と積極的で効果のある加入促進方法を検討されたい。</p> <p>(2) 会計経理においては事務処理が1人の担当者に集中している現状があるので、組織としてチェック機能が働くよう内部牽制体制の整備を図られたい。</p> <p>(3) 基本財産及び特定資産が少数の金融機関に定期預金として預けられている。財産の管理にあたっては運用方針を定めるとともに、ペイオフ対策を勘案し確実かつ効率的な管理運用を心がけ、出資金の安全性に留意されたい。</p>	<p>2. 財団法人島根県東部勤労者共済会</p> <p>指摘事項について、島根県東部勤労者共済会と協議し、以下の通り措置することとした。</p> <p>(1) 会員拡大には従来から財団運営の最重要課題と位置づけ、商工会議所等の協力を得ながら取り組んで来たところであり、現状は、計画を上回る実績となっている。</p> <p>各事業所の福利厚生担当の責任者に、ジョイメイトの行う共済事業の優位性をどれだけご理解いただけるかがポイントであることから、島根県及び構成市町村の担当所管課とも連携し、一層、積極的・効果的に加入の働きかけを行うこととする。</p> <p>(2) 平成23年度から税理士事務所と会計処理及び税務申告支援契約を締結することで、チェック機能が働くようにする。</p> <p>(3) 一般法人移行に伴う定款変更に伴い併せ、基本財産管理に関する規定を新たに制定し、公債等の購入手法も含め、一層の安全性を確保するように努めるようにする。</p>
<p>3. 社団法人松江観光協会 (観光振興課、観光文化ブランド推進課)</p> <p>(1) 市支出金(補助金)に係る事務の執行については、以下のとおり問題点が見受けられた。</p> <p>①市補助金の種類が複数あり、補助金を所管する市の部署も複数にわたっているが、協会にお</p>	<p>3. 社団法人松江観光協会</p> <p>松江市の観光振興については、市・松江観光協会が連携し、観光客誘客1,000万人に向け様々な事業を展開している。</p> <p>こうした観点から、民間事業者である松江観光</p>

ける帳簿上の区分が曖昧になっているものが見受けられた。中には一つの補助対象経費に対して、市の他課の補助金もしくは委託料が充当される形で経理されていたものもあり、どの補助金がどの補助対象経費にどれだけ充当されているのかがわかりにくく、補助対象事業経費と補助金充当額の特定が困難であった。

②市支出金（補助金）が協会の収入科目においては、補助金ではなく、委託料として区分されているものがあつた。

③本来、当年度分の収益・費用とされるべき当年度の市支出金（補助金）が、協会の経理において、翌年度分として経理されているものがあつた。

以上に対する指摘事項は、次のとおりである。

（所管課に対するもの）

補助金等の適正な執行を確保し、市民への説明責任を果たしていく上で、その実績確認は重要な行為であるが、今回監査した補助金等の一部では、補助対象経費の把握や補助金充当額の整合性の検証など、確認が十分には行われていない状況が見受けられた。今回の監査対象においては、結果的に補助金の過充当は見受けられなかったが、補助金等の額の確定においては、実績報告書のみでなく証拠資料の提出を求めるなど、適切な実績確認を行われたい。

また、貴重な財源の有効活用を図る意味からも、補助金額の算定にあたっては、過去の経緯を踏襲するのではなく、補助事業の現状を十分吟味して決定するとともに、補助対象経費や補助率などの補助金算定根拠及び補助金充当先を明確にして、効果を十分に検証し、補助金が公正かつ効率的に使用されるよう努められたい。

（団体に対するもの）

公益法人会計基準に則つた帳簿類の整備及び経理処理を行うとともに、補助事業に関しては経理を他とは区分するなど、明瞭かつ適正な事務処理を行われたい。

（観光振興課）

協会へ当市から補助金を交付し、観光事業の推進を図ってきている。

（所管課として）

事業の推進にあたっては、市と協会の役割分担を明確にしつつ、引き続き事業の精査や効果の検証を徹底していく。

補助金等の額の確定や算定にあたっては、補助金、委託料の使途、経理処理等について、明瞭かつ適正な事務処理がなされるよう引き続き指導、助言をしていく。

（観光協会として）

一方、松江観光協会でも、平成21年度後半より税理士事務所と契約し、会計処理について適宜指導を受けている。

また、松江観光協会は、新公益法人制度への移行準備中であり、その準備期間の間に公益法人会計基準に則つた会計基準を整備するとともに、補助事業会計に関して明瞭かつ適正な事務処理を行うよう努める。あわせて、支部の会計処理、帳簿管理などについて本部として適正な管理監督を行っていく。

(2) 出張旅費の支給基準など旅費に関することは、市の規程等に準拠して運用されていると思われるが、明文化されたものがないので、速やかに規程等の整備を行われたい。

(3) 決算書類において、収支における年度区分や勘定科目の誤り、数値の誤計上など多数の不備不適事項が見受けられた。決算書類については、市民や関係者などに対する説明責任を果たす重要な書類であることから、組織としてのチェック体制の強化など内部牽制機能の整備を図られ、財務報告の信頼性を確保するよう努められたい。

(4) 平成18年10月に旧町村の観光協会と統合され4年が経過したが、現在も事業運営や事務処理は本部及び各支部単位で行われており、各支部の会計経理については、官庁会計方式（単式簿記）のまま処理されている。

松江市にとって観光は基幹産業であり、観光振興を図る上で観光協会の役割は大変重要である。その観光協会に対しては補助金をはじめとする多額の市の公費を支出していることから、今後、効率的かつ安定的に業務を遂行し、より主体的にその役割が担えるよう、会計方式の統一や事務局体制のさらなる整備などについて検討されることを望むものである。